串間市財政健全化アクションプラン

令和８年１０月策定

串　　間　　市

目次

１　財政健全化アクションプラン策定の目的……1
２　長期総合計画と行政改革プラン、財政健全化アクションプランの関係……2
３　取組期間……3
４　健全化に向けた取組内容……3
財政健全化に向けた基本的な考え方……3
財政健全化アクションプラン体系図……4
財政健全化アクションプラン目標値……5
（１）歳入の確保……6
（２）歳出の削減……7
（３）公共施設のあり方の検討……9
５　効果額による改善について……10
（１）取組効果額……10
（２）財政調整基金残高……10
（３）市債残高……11
６　各種指標の見込みについて……12
７　財政健全化アクションプランの進め方 と PDCA の実践……13
（１）基本的な考え方……13
（２）PDCA の実践……13

１　財政健全化アクションプラン策定の目的

本市は、厳しい財政状況などから平成 14 年 11 月に財政危機宣言を発し、それに基づく財政健全化に取り組み、その後、財政状況の改善に努めてきたところです。

しかしながら、近年の大型の建設事業や市民病院への支援、さらには急激な物価高騰や人件費の増加により、財政調整基金が著しく減少し、市債残高も増加しており、再び非常に厳しい財政状況となったところです。

令和８年 10 月における今後５年間の中期財政収支見通しの推計では、今後５年間で約 40 億円の財源不足が生じる見通しとなりました。令和８年度以降は、国民スポーツ大会に関する経費や福島小学校建設事業、公共施設の維持補修等により、大きな財政出動が必要となります。

一方で、財源不足を補うための財政調整基金の残高は、令和７年度末で約 3.4 億円となったところであり、財政健全化に取り組まないと令和９年度には財政調整基金は枯渇し、赤字が発生することが大変危惧されるところです。財政調整基金が枯渇することになれば、災害への迅速な対応や年度間の財源調整ができなくなり、健全な財政運営ができなくなってしまいます。

また、赤字が累積すると財政再生団体となり、市の行政サービスに様々な負担や制限が生じることになります。

そうした事態を回避するため、これまでの財政危機宣言に基づく主な取組を継続するとともに今般の厳しい財政見通しを踏まえ、財政健全化を最優先課題に位置付けて取組を一層強化し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うため、この度、串間市財政健全化アクションプラン（以下「本プラン」といいます。）を策定しました。

中期財政収支見通しで試算した多額の財源不足を解消し、収支改善、財政調整基金残高の積増と市債残高の縮減を図ることで生み出される新たな財源により、安定した財政基盤の確立に向けた施策に取り組んでいきます。

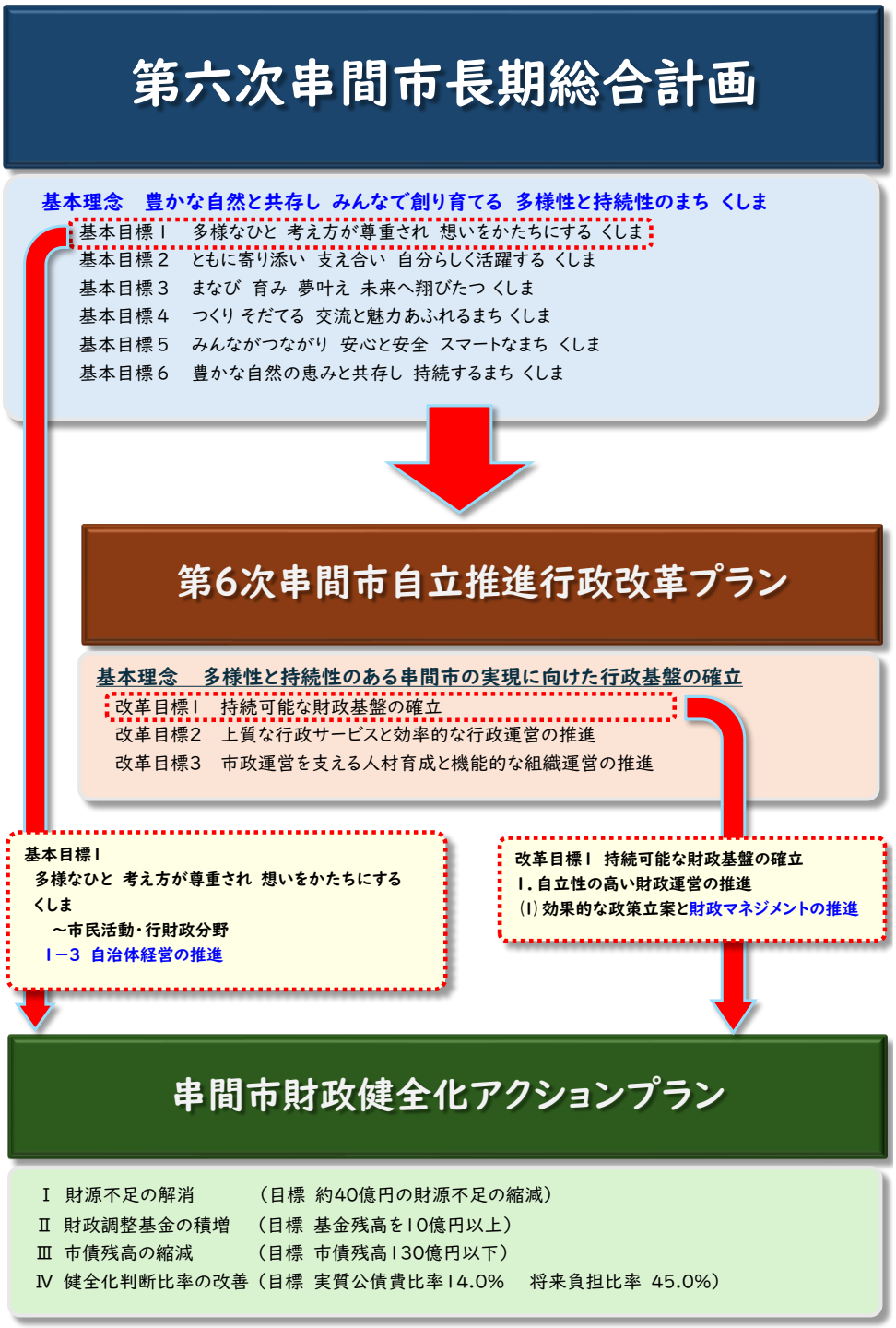
【10 月推計の中期財政収支見通しにおける重要ポイント】

〇今後５年間で年平均約８億円の財源不足が発生
〇財政健全化に取り組まないと、令和９年度で財政調整基金が枯渇し、収支が赤字となる
〇市債残高が年々増加し、健全化判断比率の悪化が懸念される
〇「入るを量りて出ずるを制す」の財政規律を守る

2　長期総合計画と行政改革プラン、財政健全化アクションプランの関係

本プランは、第六次串間市長期総合計画に掲げる基本理念の実現に向け、その基盤となる行財政運営の取組を定めた第６次串間市自立推進行政改革プランにおける「改革目標１持続可能な財政基盤の確立」を具体化する行動計画として位置付けるものです。

その主な内容として、「財源不足の解消」、「財政調整基金の積増」、「市債残高の縮減」、「健全化判断比率の改善」の４つの取組を柱として、財政の健全化を重点的に推進していきます。



３　取組期間

令和９年度から令和 13 年度までの５年間を取組期間とし、そのうち令和９年度から令和 11 年度の３年間を集中取組期間とします。

≪取組期間≫



４　健全化に向けた取組内容

本プランは、これまでの財政危機宣言の主な取組を継続することを基本とします。

併せて、第６次串間市自立推進行政改革プランの「改革目標１　持続可能な財政基盤の確立」に基づき、本プランの取組を着実に実施していきます。

具体的には、財源不足の解消のため、「歳入の確保」、「歳出の削減」、「公共施設のあり方の検討」など抜本的な見直しを行うことで、「財政調整基金の積増」、「市債残高の縮減」、さらには「健全化判断比率の改善」に努めます。

財政健全化に向けた基本的な考え方

① 歳入ついては最大限の確保に努める
② 歳出についてはマイナスシーリングの設定を基本
③ 新規事業の導入は原則認めない
④ 国県補助事業の市費継足しは原則認めない
⑤ 有利な制度事業の活用
⑥ 事業の厳選及び年度間の調整
⑦ 職員定員管理の適正化及び給与の適正化
⑧ 会計年度任用職員の適正配置
⑨ 特別会計などの繰出金は繰出基準以内を基本
⑩ 市債の発行総量は償還元金以下を基本
⑪ 職員の意識改革
⑫ 全庁的な取組での行政改革の断行
⑬ 市民への理解と説明責任

財政健全化アクションプラン体系図

串間市財政健全化アクションプラン

Ⅰ 財源不足の解消（目標 約４０億円の財源不足の解消）

●歳入の確保
- ①収納率向上による税収等増
- ②使用料及び手数料の見直し
- ③ふるさと納税の推進
- ④未利用財産及び施設の売却・貸付等
- ⑤新たな財源の確保

●歳出の削減
- ①ソフト事業の見直し
- ②ハード事業の見直し
- ③維持補修の抑制
- ④人件費の適正化・抑制
- ⑤事務的経費の削減
- ⑥他会計繰出金の適正化

●公共施設のあり方の検討
- ①マネジメントの推進による廃止・集約化・統合の検討（大規模修繕の計画的実施）

Ⅱ 財政調整基金の積増（目標 基金残高を１０億円以上）

●年次的な積増
- ・緊急的財政出動に備えた積立

●財政調整基金の残高を標準財政規模の２割程度とする

●歳入の確保（再掲）

●歳出の削減（再掲）

Ⅲ 市債残高の縮減（目標 市債残高１３０億円以下）

●新規市債発行の抑制
- ・元金償還以下の発行（災害等を除く）

●交付税措置のある有利な市債の活用

●歳入の確保（再掲）

●歳出の削減（再掲）

●公共施設のあり方の検討(再掲)

Ⅳ 健全化判断比率の改善（目標 実質公債費比率14.0% 将来負担比率 45.0%）

●各指標の改善
- ・実質公債費比率を年次的に改善
 - R7決算 7.2%
 - ↓
 - （ピーク見込（R13）16.9%）
 - ↓
 - R13決算 14.0%
- ・将来負担比率を年次的に改善
 - R7決算 53.9%
 - ↓
 - （ピーク見込（R11）73.5%）
 - ↓
 - R13決算 45.0%

●歳出の削減（再掲）

●財政調整基金の積増（再掲）

●新規市債発行の抑制（再掲）

財政健全化アクションプラン目標値

取組項目		現在値	目標値 （令和 13 年度）
Ⅰ　財源不足の解消		約 40 億円の財源不足が生じる見通し	約 40 億円の財源不足の解消
Ⅱ　財政調整基金の積増		令和７年度末 336,638 千円	基金残高を 10 億円以上
Ⅲ　市債残高の縮減		令和７年度末 12,779,891 千円	市債残高を 130 億円以下
Ⅳ　健全化判断比率の改善	※1 実質公債費比率	令和７年度末 7.2%	14.0% （R13 ピーク 16.9%）
	※2 将来負担比率	令和７年度末 53.9%	45.0% （R11 ピーク 73.5%）

※１　実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な借入金の返済額が標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

※２　将来負担比率

将来負担比率は、自治体が将来負担する必要がある実質的な負債額をその自治体の財政の大きさに占める割合で示したもので、負債額には市債の現在高やその償還に充てる繰入金なども含まれます。

（１）歳入の確保

歳入の確保は、安定した行政サービスを提供する上で非常に重要となります。

最も重要な財源である税収を確実に増やしていくために課税客体の的確な把握や収納率の向上を基本とするとともに、自主財源の確保に向けた検討を進めます。

長年見直しを行っていない体育施設や文化施設を含めた各施設の使用料、窓口での証明発行手数料等について見直しの検討を行います。

地方自治体の努力が直接収入につながるふるさと納税については、本市の特色を活かした返礼品の強化や企業版ふるさと納税などにより、寄附額増に向けて積極的かつ戦略的に取り組んでいきます。

また、未利用財産等については、売却や貸付を行い、財源確保に努めます。

そのほか、国県補助金の活用など、歳入の確保を図ります。

【歳入】

取組項目	取組内容等	効果額（百万円）		
		R９	R10	R11
① 収納率の向上による税収等の増	・滞納者への積極的な働きかけ ・差押物品の売却等による回収	5.1	5.1	5.1
② 使用料及び手数料の見直し	・各種施設使用料、各種手数料の見直し ※取組可能なものから順次実施	条例改正・周知	施行	施行
③ ふるさと納税の推進	・本市の特色を活かした返礼品の強化 ・寄附金の増に向けた取組の推進 ・企業版ふるさと納税の推進	500.0	1,000.0	1,000.0
④ 未利用財産及び施設の売却・貸付等	・公共施設等の売却・貸付 ・不要となった備品（公用車やその他備品）等の売却	0.7	0.7	0.7
⑤ 新たな財源の確保	・新たな国県補助金等の活用 ・広告収入の確保（広告料、バナー広告の検討など） ・クラウドファンディングの活用 ※取組可能なものから順次実施	実績	実績	実績
歳入効果額　合計		505.8	1,005.8	1,005.8
歳入効果額　合計（ふるさと納税を除く）		5.8	5.8	5.8

令和９年度から令和 11 年度までの３年間の歳入効果額（ふるさと納税除く）17.4 百万円

令和９年度から令和 13 年度までの５年間の歳入効果額（ふるさと納税除く）29.0 百万円

（２）歳出の削減

地方自治体の主な財源は市税や地方交付税であり、この限られた財源の中で健全な財政運営を行う必要があります。

民間企業のように資金繰りを目的とした借入れを行うことは、原則としてできないため、歳入規模に見合った歳出予算を編成することを基本とします。

このため、選択と集中を徹底し、マイナスシーリングを設定します。また、全ての事業について、目的・必要性・効果を厳格に再検証した上で、休止・廃止・縮小を原則として見直します。

なお、市民病院への支援については、基準内繰出しを原則とします。ただし、串間市民病院経営健全化計画に基づく各取組を実施しても資金不足が生じるおそれがある場合には、その必要性を検証した上で必要な支援を行います。

【歳出】

取組項目	取組内容等	効果額（百万円）		
		R９	R10	R11
① ソフト事業の見直し	・補助金は休止・廃止・縮小を原則とした見直し ・一般財源を伴う新規補助金については原則認めない ・市単独事業の見直しの徹底 ・マイナスシーリング設定（20%）	184.3	184.3	184.3
② ハード事業の見直し	・新規の公共施設・インフラ施設整備は原則認めない ・市単独事業の見直しの徹底 ・マイナスシーリング設定（20%）	262.8	262.8	262.8
③ 維持補修の抑制	・維持すべきインフラ施設等工事費の平準化	95.4	95.4	95.4
④ 人件費の適正化・抑制	・組織機構の見直しの検討 ・働き方改革の実施による時間外業務の縮減 ・定員管理の適正化（職員・会計年度任用職員含む） ・窓口機能の見直しの検討	30.0	30.0	30.0
⑤ 事務的経費の削減	・印刷、コピー代の削減（電子化・ペーパーレス化など） ・光熱水費、郵便料等の節約 ・物品購入等の節減 ・マイナスシーリング設定（５%）	109.9	109.9	109.9

取組項目	取組内容等	効果額（百万円）		
		R９	R10	R11
⑥ 他会計繰出金の適正化	・特別会計は繰出基準に基づき一般会計が負担すべき経費の範囲内 ・公営企業会計は独立採算に基づき原則基準内の繰出とする ・病院事業会計は「串間市民病院経営健全化計画」に基づき経営の健全化を図る	52.8	52.8	52.8
歳出効果額　合計		735.2	735.2	735.2

令和９年度から令和 11 年度までの３年間の歳出効果額　　2,205.6 百万円

令和９年度から令和 13 年度までの５年間の歳出効果額　　3,676.0 百万円

（３）公共施設のあり方の検討

少子高齢化・人口減少が進む中、公共施設の老朽化に伴う建替えや修繕費用の増大が全国的な課題となっています。

本市においても、多様な行政需要に対応するため、これまで多くの公共施設を建設してきました。本市は築 30 年以上経過した公共建築物が約６割を超えており、今後建替え時期が集中し、大きな財政負担が想定されるところです。

また、修繕や改修に要する費用の増大も深刻化しています。本市では、平成 28 年度に公共施設等総合管理計画を策定し、令和８年度に改訂を行い、施設の計画的な長寿命化や総量の縮減を進めることとしています。

施設の管理方法の見直しにより、維持管理コストの最適化や PPP/PFI 等の民間資金を活用した管理運営の導入を検討し、管理コストの低減を図ります。

また、今後は人口構成や社会ニーズの変化、地域の実情を鑑みて、必要なサービスの維持や目的の転換を図りながら、施設の統廃合を積極的に進め、将来に大きな負担を残さないよう努めます。

【公共施設のあり方の検討】

取組項目	取組内容等	効果額（百万円）		
		R９	R10	R11
① 公共施設マネジメントの推進による廃止・集約化・統合の検討 （大規模修繕の計画的実施）	・既存の公共施設の長寿命化や大規模修繕の計画的実施 ・予防保全による計画的な維持補修 ・必要性と維持管理コストを照らし合わせて廃止を検討 ・目的や所管課を超えた統廃合の検討	300.0	300.0	300.0
公共施設あり方の検討効果額　合計		300.0	300.0	300.0

令和９年度から令和 11 年度までの３年間の公共施設のあり方の検討効果額

900.0 百万円

令和９年度から令和 13 年度までの５年間の公共施設のあり方の検討効果額

1,500.0 百万円

【効果額合計（ふるさと納税除く）】

令和９年度から令和 11 年度までの３年間の効果額合計（ふるさと納税除く）

3,123.0 百万円

令和９年度から令和 13 年度までの５年間の効果額合計（ふるさと納税除く）

5,205.0 百万円

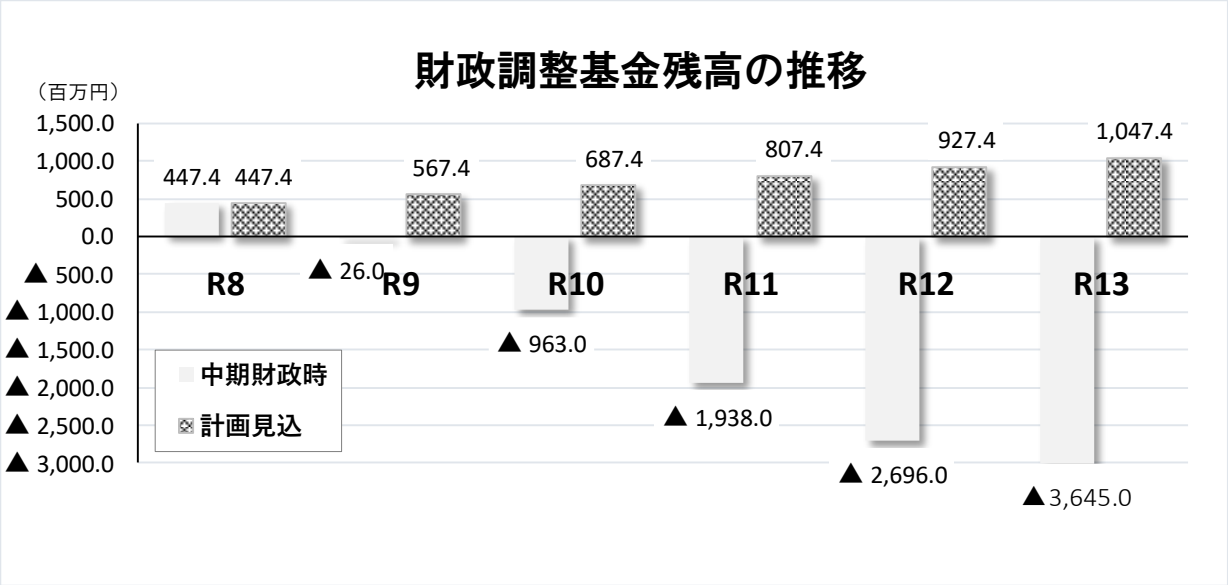
５　効果額による改善について

（１）取組効果額

中期財政収支見通しで見込んだ、収支推計額に「歳入の確保」「歳出の削減」「公共施設のあり方の検討」による取組効果額をそれぞれ積み上げることで、約 40 億円の財源不足の解消を目指します。

（２）財政調整基金残高

財政調整基金は、決算見込み等の状況から判断し、積増を行っていきます。その結果、令和 13 年度までに基金残高 10 億円以上を目指します。

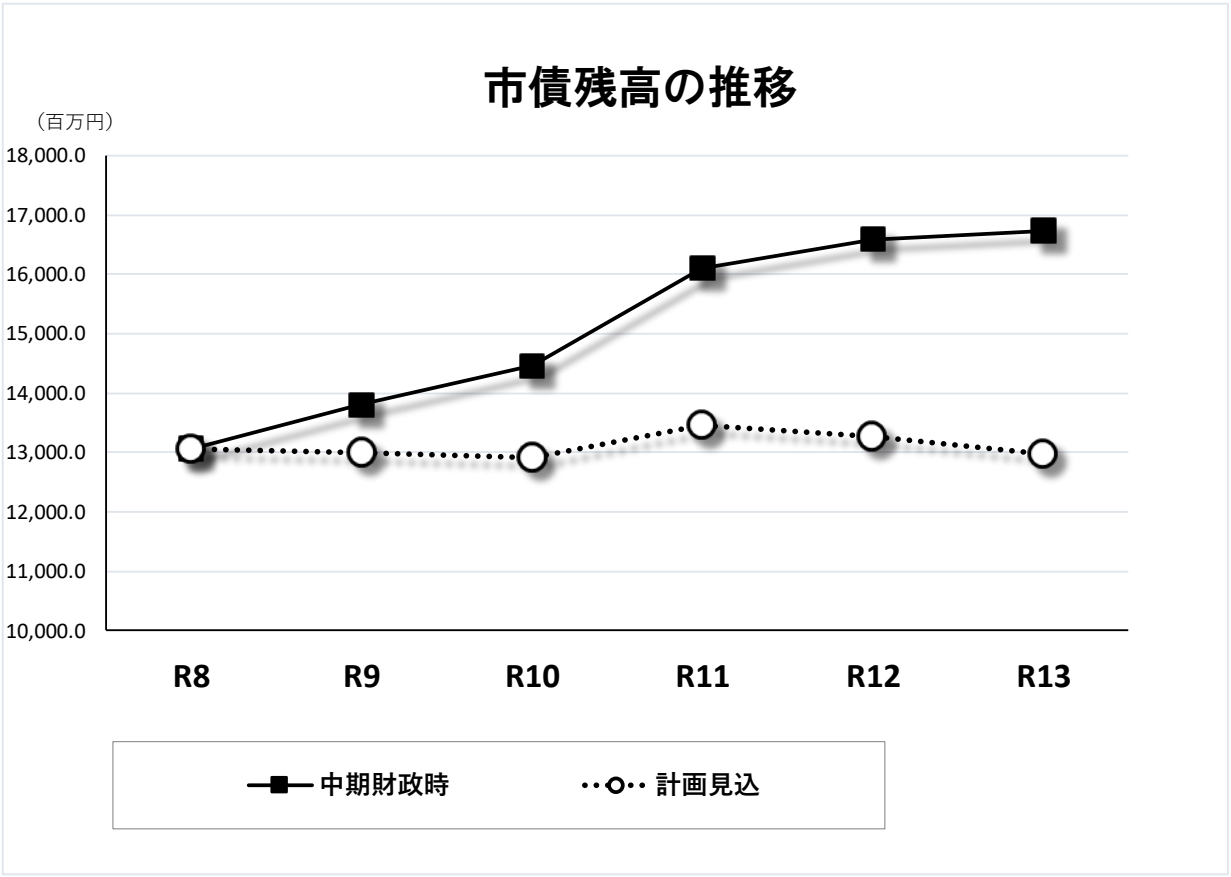


（単位：百万円）

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
中期財政時	447.4	▲ 26.0	▲ 963.0	▲ 1,938.0	▲ 2,696.0	▲ 3,645.0
計画見込	447.4	567.4	687.4	807.4	927.4	1,047.4

（３）市債残高

将来にわたって安定的な財政運営を行うため、原則として、各年度の借入額を当該年度の元金償還額以下に抑制し、市債残高を段階的に縮減することで、130 億円以下を目指します。

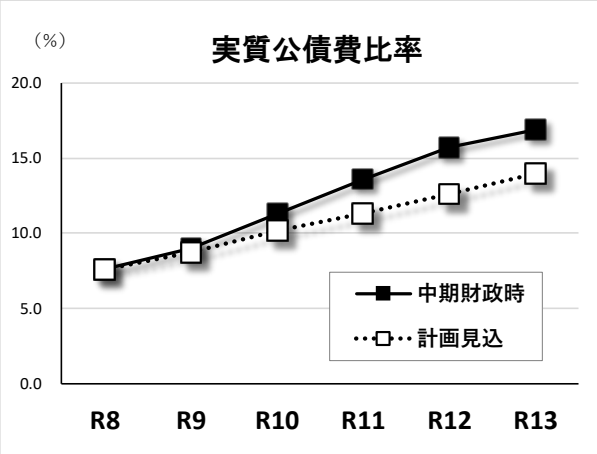


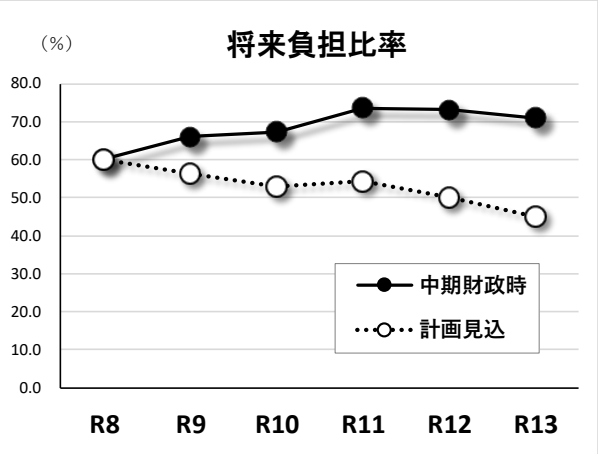
（単位：百万円）

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
中期財政時	13,068.1	13,809.5	14,463.3	16,111.6	16,595.4	16,741.1
計画見込	13,068.1	13,006.9	12,918.9	13,458.6	13,259.9	12,970.2

６　各種指標の見込みについて

「財源不足の解消」、「財政調整基金の積増」、「市債残高の縮減」の各取組を着実に推進することにより、健全化判断比率である「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、ピーク時から段階的に改善を図ります。





（単位：%）

年度		R8	R9	R10	R11	R12	R13
実質公債費比率	中期財政時	7.6	9.0	11.3	13.6	15.7	16.9
	計画見込	7.6	8.7	10.2	11.3	12.6	14.0
将来負担比率	中期財政時	60.1	66.1	67.3	73.5	73.2	71.1
	計画見込	60.1	56.4	52.9	54.4	50.0	45.0

7　財政健全化アクションプランの進め方 と PDCA の実践

（1）基本的な考え方

本プランにおける今後５年間の取組については、毎年度の予算編成における指標となるものですが、予測が困難な今後の社会情勢変化など、その過程においては新たな変動要素が出てくるものと考えており、依然として予断を許さない厳しい財政状況であることに変わりはありません。そのため、継続的な事業見直しを行い、本プランについても適宜見直しを行いながら、本市の持続的な発展に向けた取組を行っていきます。

財政健全化の取組を可視化し、取組に対して市民から理解と協力をいただくため、分かりやすい形で情報共有を行っていきます。

（2）PDCA の実践

本プランの推進にあたっては、全職員が本プランの趣旨を十分に理解し、それぞれの立場で主体的に取り組むことを基本とします。各課は所管する取組の着実な実施に責任を持つとともに、横断的な取組については主管課が中心となり、関係課が連携して推進します。

また、本プランは、毎年度、財務課が主導して PDCA サイクルにより計画（Plan）の実行（Do）、進捗管理、効果の検証（Check）を行っていきます。その結果を翌年度以降の取組に反映するとともに、必要に応じて適宜見直し（Action）を行っていきます。